

令和3年9月16日
教 育 庁

東京都教育委員会事務局職員の服務事故について

このことについて、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 職員に関する事項

- (1) 職 層 等 主事
- (2) 年 齢 30歳
- (3) 性 別 男

2 処分の程度

減給20分の1 1月

3 発令年月日

令和3年9月16日

4 処分の理由

事故者は、令和3年2月21日午後4時49分頃、公務外に私用で自家用車を運転中に、制限速度60キロメートル毎時である国道を時速114キロメートル毎時で走行し、54キロメートルの速度超過の交通違反をした。

【問合せ先】

東京都教育庁総務部総務課

電話 03-5320-6721 (直通)